## 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく認定申請に必要な添付書類

耐震改修促進法	手続き	法施行規則	適合する基準	その他	添付書類	備考
第17条	耐震改修の 計画の認定	第28条第1項	耐震関係規定		付近見取図、配置図、各階平面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、構造詳細図、構造計算書	◆建築確認が必要な耐震改修の計画の場合、建築確認申請書一式を添付してください
		第28条第2項	大臣が定める基準		判定委員会等が発行した判定書又はこれに類する書類、判定委員会等に提出 した耐震診断及び耐震改修の実施について技術指針事項に定めるところにより 当該耐震診断を行った結果及び方法が記載された図書、付近見取図、配置図、 各階平面図	◆法第17条第3項第四号に掲げる基準に適合するものとして、認定を受けようとする場合、建築基準法施行規則第1条の3の表二(六十四~六十七)に掲げる図書を添付してください
第22条	地震に対する 安全性の認 定	第33条第1項第1号	耐震関係規定 (検査済証なしの場合)	17条認定通知ありの場合	付近見取図、配置図、各階平面図、耐震関係規定に適合していることを建築士が証する書類(耐震関係規定適合証明書)、法第17条の認定通知書	
				17条認定通知な しの場合	付近見取図、配置図、各階平面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、構造詳細図、構造計算書、耐震関係規定に適合していることを建築士が証する書類 (耐震関係規定適合証明書)	
		第33条第1項第2号	耐震関係規定 (検査済証ありの場合)		建築基準法に規定する検査済証の写し、耐震関係規定に適合していることを建築士が証する書類(耐震関係規定適合証明書)、付近見取図、配置図、各階平面図	
		第33条第2項第1号	大臣が定める基準 (検査済証なしの場合)	17条認定通知ありの場合	判定委員会等が発行した判定書又はこれに類する書類又は法第17条の認定通知書、法第22条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していることを建築士が証する書類(大臣基準適合証明書)、判定委員会等に提出した耐震診断及び耐震改修の実施について技術指針事項に定めるところにより当該耐震診断を行った結果及び方法が記載された図書、付近見取図、配置図、各階平面図	
				17条認定通知なしの場合	判定委員会等が発行した判定書又はこれに類する書類、法第22条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していることを建築士が証する書類(大臣基準適合証明書)、判定委員会等に提出した耐震診断及び耐震改修の実施について技術指針事項に定めるところにより当該耐震診断を行った結果及び方法が記載された図書、付近見取図、配置図、各階平面図	
		第33条第2項第2号	大臣が定める基準 (検査済証ありの場合)		建築基準法に規定する検査済証の写し、法第22条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していることを建築士が証する書類(大臣基準適合証明書)、付近見取図、配置図、各階平面図	
第25条	区分所有建 築物の耐震 改修必要性 の認定	第37条第1項	大臣が定める基準		認定の申請を決議した総会の議事録の写し、判定委員会等が発行した判定書 又はこれに類する書類、判定委員会等に提出した耐震診断及び耐震改修の実 施について技術指針事項に定めるところにより当該耐震診断を行った結果及び 方法が記載された図書、付近見取図、配置図、各階平面図	